

表 B9-6-2のとおり、本事案が発生する前の段階から本事案が発覚した後の段階に至るまで、様々な問題点が数多く存在する。もはや学校徴収金に関する組織的体制は皆無に等しく、学校としての意識が完全に欠如していることから、この点について、厳しく批判せざるを得ない。

なお、世田谷総合高等学校の説明によれば、「平成 27 年 11 月 23 日に保護者を開催し、保護者等に対して事実経過の説明や謝罪等を行うとともに、世田谷総合高等学校、学校経営支援センター及び教育庁の三者が、連携を密にし、一体となって返還に取り組んだ結果、平成 27 年 12 月 22 日までに、過大に徴収してしまつた修学旅行の積立金は全額返還され、事務処理は完了した。」とのことである。

(指摘 1-10) 過大な学校徴収金の取扱いについて

平成 27 年 10 月に、監査人が現場監査を行った結果、平成 26 年度の学校徴収金の事務処理に不適切な事案が検出された。具体的には、世田谷総合高等学校の修学旅行の積立金について、本来 10 回口座引落しを行うところ、誤って 11 回なされていた。不審に思った保護者等から複数回問い合わせがあつたが、その際、学校の対応が不十分であつたため、平成 27 年 10 月時点では、未返還額 223,830 円 (27 件分) が存在し、保護者等に対する事実経過の説明や謝罪等もなされていなかった。

学校徴収金は、学校事務を処理するに当たつて公費に準じて取り扱う必要があることから、このような状況を誘発した学校の学校徴収金事務に係る組織体制そのものに大きな欠陥があると言わざるを得ない。

教育庁は、類似の案件が他の都立高等学校にも存在しないことを確認した上で、学校徴収金に係る事務処理方法を再度検証し、強固なチェック体制を再構築するとともに、徹底した再発防止策を早急に講じられることとされたい。

X 学校以外の教育施設等について

1. 東京都教職員研修センターについて

(1) 適切な備品の管理について

教職員研修センターの現場監査において、その施設内の状況を把握するため視察を行った結果、303 機材機器室に、長期間使用していないと想定される物品等が多数保管されていた。そこで、実際の使用状況を質問したところ、「多くは現在、使用していない」との回答を得た。その際に入手した、303 機材機器室に保管されている物品は、表 B10-1-1のとおりである。

表 B10-1-1 303 機材機器室に保管されている物品

品名	取得価格 (円)	取得日	規格	物品管理番号
戸棚	525,500	H8.4.1	木製 1224 * 620 * 2600 下段引出し	L01-001308
携帯用コンピュータ	176,890	H13.3.26	エプソン N570D30300	L01-004571
携帯用コンピュータ	176,890	H13.3.26	エプソン N570D30300	L01-004574
携帯用コンピュータ	168,000	H14.5.10	SOTEC	L02-000002
携帯用コンピュータ	168,000	H14.5.10	WINBOOKWE292	L02-000003
携帯用コンピュータ	168,000	H14.5.10	SOTEC	L02-000004
携帯用コンピュータ	168,000	H14.5.10	WINBOOKWE292	L02-000005
携帯用コンピュータ	168,000	H14.5.10	SOTEC	L02-000009
携帯用コンピュータ	168,000	H14.5.10	WINBOOKWE292	L02-000010
携帯用コンピュータ	168,000	H14.5.10	SOTEC	L02-000011
携帯用コンピュータ	168,000	H14.5.10	WINBOOKWE292	L02-000012
携帯用コンピュータ	168,000	H14.5.10	SOTEC	L02-000013

携帯用コンピュータ	168,000	H14.5.10	WINBOOKWE292	L02-000014
携帯用コンピュータ	168,000	H14.5.10	SOTEC WINBOOKWE292	L02-000016
携帯用コンピュータ	168,000	H14.5.10	SOTEC WINBOOKWE292	L02-000018
携帯用コンピュータ	168,000	H14.5.10	SOTEC WINBOOKWE292	L02-000019
携帯用コンピュータ	168,000	H14.5.10	SOTEC WINBOOKWE292	L02-000020
携帯用コンピュータ	225,120	H16.3.12	NEC VarsaPro VY14F/DX	L03-000035
携帯用コンピュータ	225,120	H16.3.12	NEC VarsaPro VY14F/DX	L03-000036
ディスプレイ装置	110,880	H12.1.28	FTD-X115F-A	L01-002526
映像投影機	919,086	H10.12.17	液晶プロジェクター	L01-001895
オーバーヘッドプロジェクター	412,000	H5.9.13	フジックス ZM-575	L01-001911
オーバーヘッドプロジェクター	161,298	H8.3.1	OHP 3M MODEL9800	L01-001917
スクリーン	123,600	H9.1.24	三脚型 100インチ	L01-002909
テレビ受像機	206,000	H5.9.17	ソニーKV-29ST90	L01-002095
テレビ受像機	206,000	H5.9.17	ソニーKV-29ST90	L01-002096
テレビ受像機	569,730	H16.1.14	シャープ LC-37AD1	L03-000030
テレビ受像機	365,400	H17.1.14	フラスヤ TH-37X300	L04-000004
ビデオカメラ	169,847	H9.2.7	松下 NVS200	L01-003044
ビデオテープレコーダ	170,980	H4.11.20	ナショナル AG-5700	L01-002160
ビデオテープレコーダ	170,980	H4.11.20	ナショナル AG-5700	L01-002161
スライド映写機	109,830	H14.10.24	AFII-2500 ロータリ ーマガジン付き	L02-000029
実物映写機	284,550	H15.11.21	松下 We-mv180b	L03-000021
実物映写機	284,550	H15.11.21	松下 We-mv180b	L03-000022

(教職員研修センター「物品管理者別物品一覧表(一般物品)(平成26年度)」より監査人が作成)

これらのうち、303 機材機器室に保管されている携帯用コンピュータのオペレーティングシステム(以下、「OS」という。)は、マイクロソフト社製の WindowsXP であり、セキュリティ更新プログラムや有償サポート、技術情報のアップデー
トなどの提供が既に終了していることから、既に陳腐化した備品であると言え
る。写真 B10-1-1 は、この OS の保管状況である。

また、写真 B10-1-2 は、303 機材機器室に保管されているテレビ受像機(物品
管理番号 L01-002095、L01-002096)である。これはブラウン管テレビであり、
現在主流の液晶テレビに比べて陳腐化していると言わざるを得ない。

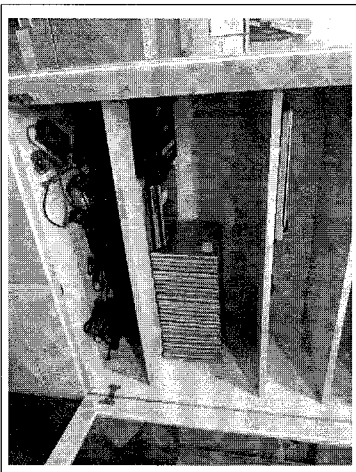


写真 B10-1-1 303 機材機器室に保管されている OS (平成 27 年 8 月 26 日 監査人が撮影)

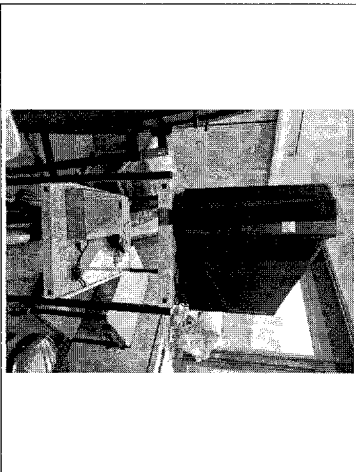


写真 B10-1-2 303 機材機器室に保管されているブラウン管テレビ (平成 27 年 8 月 26 日 監査人が撮影)

ところで、長期間使用していない物品の取扱いについては、東京都物品管理規則において、次のように規定されている。

【(参考) 東京都物品管理規則 (一部抜粋)】

第五節 所属換え等

(所属換えのあつせん)

第二十九条の二 局長又は所長は、当該局又は所の所属の出納員の保管に係る物品のうち、使用の見込みがなく、かつ、共用可能なものについては、会計管理者が別に定める場合を除き、所属換えのあつせんをしなければならない。

第六節 区分換え及び不用品の処分

(区分換えの決定)

第三十三条 局長又は所長は、当該局又は所に属する物品のうち、本来の用途に供することができないと認められるものがあるときは、他の区分に区分換えをしなければならない。この場合において、他の用途に供する見込みがないと認められるものについては、不用品に区分換えをしなければならない。

2 局長又は所長は、第二十九条の二の規定による所管換えのあつせんが不調となつたときは、当該物品を材料品又は不用品に区分換えをしなければならない。

(不用品の処分)

第三十五条 局長又は所長は、不用品を処分する場合にあつては、会計管理者が別に定める場合を除き、適正な対価による譲渡が困難であると認められるときは、当該不用品を廃棄することができる。ただし、適正な対価による譲渡が困難であると認めるときは、当該不用品を廃棄することができる。

この規則により、303 機材機器室に保管されている長期間使用していない物品については、今後の使用見込みを慎重に検討した上で、使用見込みがなく、かつ、共用可能なものについては、所属換えのあつせんをしなければならない。また、本来の用途に供することができないと認められるものは、不用品などに区分換えをしなければならない。

303 機材機器室に保管されている長期間使用していない物品は多数あることから、保管スペースの有効活用や保管コストを勘案すれば、速やかに、この規則に従った対応を行うことが必要である。

(指摘 1-11) 備品の取扱いについて

教職員研修センターの機材機器室には長期間使用していない物品等が多数保管されていることから、その保管スペースの有効活用や保管コストを勘案し、東京都物品管理規則に従って、今後の使用見込みを慎重に検討の上、使用見込みがないものについては、所属換えのあつせん、あるいは不用品等に区分換えをするなど、速やかに適切な対応を図ることとされたい。

(2) ホームページのアクセス分析について

教職員研修センターという名称から想像すると、教職員のために研修のみを行っているように思えるが、実際には、高校生、教員を目標としている学生、教員採用前の候補者などを対象とした育成事業も実施している。また、都民を対象とした公開講座も実施している。このことから、同センターは様々な情報をホームページで開示している。具体的には、このホームページ内にある「都民の皆さんへ」をクリックした場合は都民が対象となる情報ページに、また「学生・生徒の皆さんへ」をクリックした場合は高校生、教員を目標としている学生、教員採用前の候補者などが対象となる情報ページにリンクされるなど一定の工夫を凝らしている。

それでは、このような教職員研修センターのホームページは、有効性などの観点から、どのように活用されているのであろうか。

この点、トップページでは「あなたは、○番目の訪問者です。」と表示され、ホームページ利用者のアクセス数を即時に把握することができる。平成 27 年 9 月時点において、そのアクセス数は、218 万を超えており、数多くの利用者が存在していることが分かる。

しかしながら、都民向けの公開講座や学生・生徒向けのページでは、教職員研修センターがそのアクセス数を把握していないことから、利用者の数やその傾向などを分析することができない状況にある。

そこで、トップページ以外のアクセス数の把握の必要性について、教職員研修センターに質問したところ、「どのページのアクセス数を把握することが必要であるか、ホームページの運用契約を含むホームページ運用上の諸条件の確認などを行い、今後、実施の可否については、総合的に検討する」との回答を得た。

(意見 1-28) ホームページのアクセス分析について
 教職員研修センターは、教職員のための研修のみでなく、高校生、教員を
 指している学生、教員採用前の候補者などを対象とした育成事業を実施して
 おり、また都民を対象とした公開講座も実施していることから、このような対
 象に関する様々な情報をホームページの各ページで開示している。しかしながら、
 同センターはホームページの各ページのアクセス数を把握していないことから、
 今後は、各ページのアクセス数を把握し、有効性などの観点から、サイト構成
 やその内容の見直しが必要かどうか検討を行うこととされたい。

2. 東京都教育相談センターについて

(1) 電話相談の応答率について

教育相談センターでは、幼児から高校生相当年齢までの子供の教育に関して、
 子供・保護者・学校関係者等から寄せられる相談について、電話での対応を
 実施している。具体的には、相談者の話を傾聴し、共に考えることで、不安・悩
 みの軽減や問題解決を図り、必要に応じて助言・他機関の紹介等を行っている。

そこで、有効性の観点から、この電話での対応状況を検討した。

まず、表 B10-2-1 は、教育相談センターで実施している電話相談の対応等を
 整理したものである。

表 B10-2-1 電話相談の対応等のまとめ

相談種類	相談内容	実施時間
教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ、不登校、友人関係、集団不適応、学業不振等に関する相談 ・ 気になる癖、発達障害、非行傾向、家庭内暴力、自傷、子育て等に関する相談 ・ 体罰、学校でのセクシュアル・ハラスメントに関する相談 	<p>【平日】</p> <p>午前 9 時から午後 9 時まで</p> <p>【土日祝日】</p> <p>午前 9 時から午後 5 時まで (閉庁日・年末年始を除く)</p>
いじめ相談 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめに関する相談 	<p>【開業時間帯】</p> <p>教育相談センターの電話相談で対応。</p> <p>【拡大時間帯】(※2)</p> <p>平日：午後 9 時から翌朝 9 時まで 土日祝日：午後 5 時から翌朝 9 時まで 年末年始：午前 9 時から翌朝 9 時まで 閉庁日：午前 9 時から翌朝 9 時まで</p>
高校進級・進路・入学相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都立高等学校の進路に関する相談 ・ 都立高等学校への入学・進級・転編入に関する相談 ・ 都立高等学校入学に関する資料・願書配布 ・ 高等学校卒業程度認定試験受験案内配布など 	<p>【平日】(※3)</p> <p>午前 9 時から午後 9 時まで</p> <p>【土日祝日】(※3)</p> <p>午前 9 時から午後 5 時まで (閉庁日・年末年始を除く)</p>

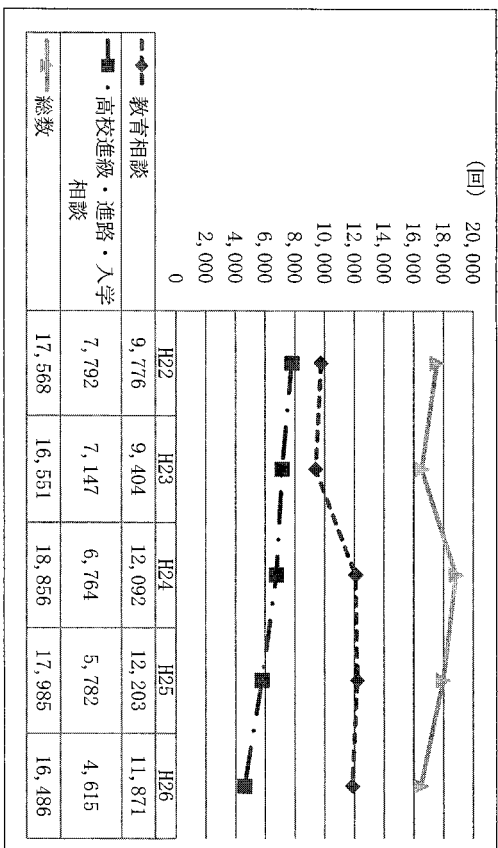
※1 いじめに関する相談については、平成 19 年 2 月から、「東京都いじめ相談ホットライン」を設置し、365 日、24 時間体制で受け付けている。
(教育相談センター「平成 27 年度事業概要」より監査人が作成)

※2 財務局契約による希望制指名競争入札により委託業者（平成 26 年度は、株式会社セーブ・ネット）が対応している。

※3 教育相談、高校進級・進路・入学相談とも、実施時間外は留守番電話で受け付けている。翌閉庁日に受信状況及び録音内容を確認し、当センターからの連絡を希望して連絡先が録音されていた場合には、当センターから連絡するなどの対応を行っている。

次に、グラフ B10-2-1 は、電話による相談回数について、過去 5 年間の推移を示したものである。

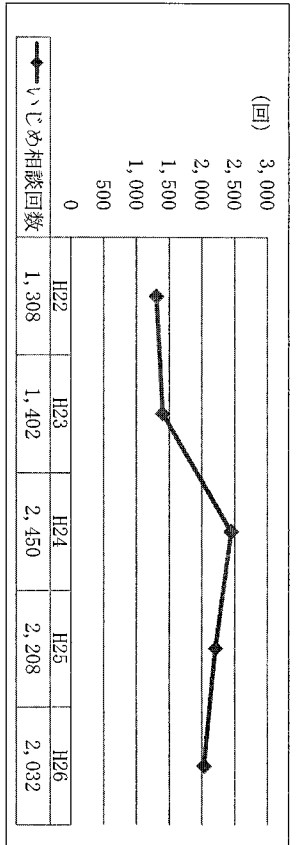
グラフ B10-2-1 内容別電話相談の直近 5 年間推移



グラフ B10-2-1 のとおり、相談回数の総数は、おおむね横ばいであるが、その構成に若干増減がみられる。すなわち、「高校進級・進路・入学相談」が減少傾向にあるのに対して、「教育相談」は増加傾向にある。このうち、平成 24 年度の「教育相談」の回数が急激に増加している理由を教育相談センターに質問したところ、「いじめ」相談の増加が影響しているとの回答を得た。

そこで、「教育相談」回数のうち、「いじめ相談」回数の推移を示したものが、グラフ B10-2-2 である。

グラフ B10-2-2 いじめ相談回数の直近5年間推移



グラフ B10-2-2 のとおり、「いじめ相談」回数は、平成24年度をピークに、その後やや減少に転じているものの、5年間全体を俯瞰してみれば増加傾向にあると考えられる。

ところで、教育相談センターでは、グラフ B10-2-1 及びグラフ B10-2-2 のとおり、電話相談の応答件数とその内容別に把握している。しかしながら、電話の着信件数の総数に対する応答率を把握していない。この点は、外部業者への業務委託している同センター「東京都いじめ相談ホットライン」の拡大時間帯も同様である。

教育相談センターにおける相談回数が平成24年度以降おおむね横ばいであったとしても、それが対応可能な許容範囲の限界にあるため「横ばい」であるのか、あるいは都民ニーズを反映していないため「横ばい」であるのか、応答率を把握していない場合には、その原因が分からない。また、個々の相談員の過不足やシフトの不効率も分からない。いずれも、同センターの事業の業務改善に資するためには、応答率を把握し、必要な改善を図る体制とすることが必要である。

(意見 1-29) 電話相談の応答率の把握について

教育相談センターの主要な業務の一つである電話相談については、その応答件数は把握しているものの、電話の着信件数の総数に対する応答件数で計算される応答率を把握していない。しかしながら、このように応答率を把握していない場合には、同センターの相談件数が平成24年度以降おおむね横ばいであることについて、相談員の対応可能な許容範囲に限界があるため「横ばい」であるのか、あるいは相談そのものの件数が「横ばい」であるのか、その原因が不

明であること、また個々の相談員の過不足やシフトの効率性も不明であることから、同センターの電話相談については、効率性・有効性の観点から、電話の応答率を把握・分析した上で、必要な業務改善を図る体制とすることとされた。

(2) 来所相談者への満足度調査の実施について

① 来所相談について

教育相談センターは、電話相談のほか、幼児から高校生相当年齢までの子供、保護者、学校関係者等に対して、教育に関する相談を面談により実施し、心理職等の継続的な相談を行うことで解決への支援を行う業務を実施している。ここで、教育相談センターで実施している来所相談の対応等について整理したものが、表 B10-2-2 である。

表 B10-2-2 来所相談の対応等のまとめ

相談種類	相談内容	実施時間
教育相談	<ul style="list-style-type: none"> いじめ、不登校、友人関係、集団不適応、学業不振等に関する相談 気になる癖、発達障害、非行傾向、家庭内暴力、自傷、子育て等に関する相談 体罰、学校でのセクシュアル・ハラスメントに関する相談 	<p>【教育相談センター（北新宿）】</p> <p>平日：午前9時から午後5時まで (開庁日・年末年始を除く)</p> <p>【立川出張相談室】</p> <p>週2回：午前10時から午後6時まで (開庁日・年末年始を除く)</p>
高校進級・進路・入学相談	<ul style="list-style-type: none"> 都立高等学校の進級・進路及び入学・転学・編入学の相談 都立高等学校の案内、願書等の資料配布 	<p>【教育相談センター（北新宿）】</p> <p>平日：午前9時から午後5時まで (開庁日・年末年始を除く)</p> <p>【立川出張相談室】</p> <p>実施していない。</p>

(教育相談センター「平成27年度事業概要」より監査人が作成)

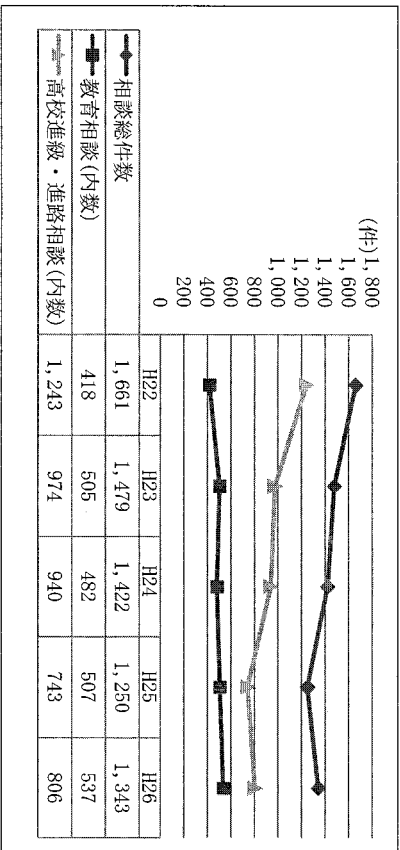
② 来所相談件数等の過去5年間の推移について

教育相談センターでは、教育相談の来所相談について予約制を採用している。これは、担当者を固定化して継続的な相談を実施することで、相談者の解決への支援に資するためである。

グラフ B10-2-3 は、来所相談の相談種類別の事例件数の推移を示している。

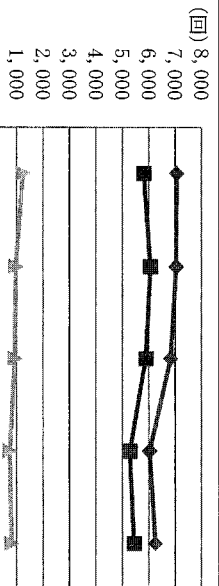
なお、「教育相談」については事例の件数をグラフ化したものであるが、「高校進級・進路・入学相談」の来所相談は、その相談内容の性質上、原則として継続的な相談を行っていないことから、1回の相談をそのまま1件として集計している。

グラフ B10-2-3 来所相談件数の直近5年間推移



グラフ B10-2-3を見ると、来所相談の総件数は、平成22年度から減少傾向にあることが分かる。これは、「高校進級・進路相談」の件数が減少していることに起因するものである。一方、「教育相談」の相談件数は、若干増加傾向にあると言える。

グラフ B10-2-4 来所相談回数の直近5年間推移



年度	相談総回数	教育相談(内数)	高校進級・進路相談(内数)
H22	7,066	2	7,064
H23	7,041	3	7,038
H24	6,836	4	6,832
H25	6,037	5	6,032
H26	6,253	6	6,247

(注) 「高校進級・進路相談」については、原則として継続的な相談を行っていないため、グラフ B10-2-3 における「件数」と同数になる。

グラフ B10-2-4 は、それぞれの「教育相談」事例について、相談者(子供及び保護者や教職員関係者)が来所した回数をそれぞれ1回と数えた際の合計延べ回数をグラフ化したものである。来所相談件数と比例して、来所相談回数も減少傾向にあることが分かる。

ここで、着目したいのは、「教育相談」の1件当たり相談回数である。この推移を示したものが、表 B10-2-3 である。

表 B10-2-3 教育相談1件当たり相談回数の直近5年間推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26
1件当たり相談回数	13.9	12.0	12.2	10.4	10.1

(注記記載の資料より監査人が作成)

(注) グラフ B10-2-4 における「来所相談回数の教育相談(内数)」を、グラフ B10-2-3 における「来所相談件数の教育相談(内数)」で除した値を記載している。

表 B10-2-3を見ると、「教育相談」1件当たり相談回数が、減少傾向にあることが分かる。この点、教育庁の説明によれば、「平成22年度から平成26年度の教育相談の来所相談総件数は増加傾向である。来所相談には、「新規ケース」と前年度以前から続く「継続ケース」があり、「新規ケース」はアセスメントを行い、混乱状態を落ち着かせるまで毎週又は隔週ごとに対応しているケースが多

いが、「継続ケース」は比較的安定してくるので月1回、若しくは数か月に1回と相談間隔を空けて対応しているケースが多い。また、「継続ケース数」及び「継続ケースが来所相談全体に占める割合」は、平成22年度から26年度まで増加傾向にある。お尋ねの1件当たりの相談回数削減傾向は、この「継続ケース」の増加によるものと推測される。」とのことである。

しかしながら、教育相談センターにおいては、相談者の満足度を調査しておらず、1件当たりの相談回数の減少が教育相談センターが提供するサービスに対する満足度との関連を分析することができない。

(意見1-30) 来所相談者への満足度調査の実施について
教育相談センターへの来所相談のうち、「教育相談」については、1件当たり回数が平成22年度からの直近5年間で減少傾向にある。

この点、教育庁は、相談件数を新規と継続に分けた場合、相談件数に占める継続の割合が増加しており、継続の場合は、相談間隔が新規と比べて空くことから教育相談1件当たり相談回数が減少していると主張する。

しかしながら、継続相談件数の増加しているという背景があるにせよ、相談者の満足度がどのように推移しているのか調査しておらず、1件当たりの相談回数の減少と相談者の満足度との関連を分析することができない。

仮に、相談者の満足度の減少が生じているのであれば、教育相談センターは、各種相談・支援というサービスの提供を通じて、学校教育及び家庭教育の充実及び振興に寄与するという教育相談センターの設置目的を効果的に達成できない可能性がある。

また、インターネット等が広く普及した近年においては、都民が様々な情報を入手しやすい環境が整備されているとは言えるものの、教育相談センターが、年間6,000回以上もの「来所相談」を受け入れていることからすると、依然として、行政による直接的・継続的な相談・支援が、社会的なニーズとして存在していることを示していると考えられる。

教育相談センターは、より相談者の満足度を高め、もってその設置目的を達成することが重要であると考えられることから、教育相談センターは、来所相談者に対する満足度調査などを実施して、これまで以上に相談体制の充実に資する体制を構築することとされたい。

(3) ホームページ情報の更新について

① 教育相談センターホームページのリンク設定について

教育相談センターの事業方針の一つに、区市町村の公立教育相談機関との連携強化を掲げている。その一環として、教育相談センターのホームページには、区市町村の公立教育相談機関へのリンクが設定されており、教育相談センターのホームページの利用者の利便性に資する仕組みが構築されている。

しかしながら、教育相談センターのホームページの有効性を確認したところ、実際には、表B10-2-4のとおり、各区市町村の教育相談所に移動することができないリンク設定が散見された(平成27年7月時点)。

表B10-2-4 区市町村教育相談所のサイトへの移動が適切に行けないリンク一覧

区市町村名	リンク先の画面内容
A市	「申し訳ありませんが、指定されたページまたは、ファイルが見つかりませんでした。」と表示される。
B市	「リクエストされたURLは、このサーバー上には見つかりません」と表示される。
C市教育相談室	ID、パスワードが求められ、閲覧制限が掛かる。
D市	「ご指定のページはこのサーバーでは見つかりません。」と表示される。
E市教育相談室	「ただいまホームページリニューアル直後のため、お探しのページが見つからないことがあります。」と表示される。
F区児童・家庭支援センター	「ご指定のページはみつかりませんでした。」と表示される。
G区立教育センター教育相談室	「ページが見つかりません」と表示される。

(教育相談センターホームページより監査人が作成)

また、表B10-2-5のとおり、区市町村に教育相談所が設置されており、そのホームページがあるにもかかわらず、教育相談センターのホームページに、そのリンクが設定されていないものもある(平成27年7月時点)。